

令和2年度第1回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会会議録

日時：令和2年9月24日（木）
午後2時から午後2時30分まで
場所：南三陸町役場2階
会議室（3-1、3-2）

出席者

審査会 会長	佐藤 徳 憲
委員（会長職務代理者）	及川 透
委員	工藤 真 弓
委員	畠山 喜 敬

南三陸町（庶務担当課）

総務課長	高橋 一 清
総務課課長補佐	
兼総務法令係長	岩淵 武 久
総務課主査	阿部 克 浩
総務課主事	武内 那 菜

日程

委員紹介

選任第1号 南三陸町情報公開・個人情報保護審査会の会長の互選について
選任第2号 南三陸町情報公開・個人情報保護審査会の会長の職務を代理する委員の指名について

その他

会議の記録

(開会前において町長による辞令交付。辞令交付後の挨拶終了後、町長退席)

午後2時00分 開会

事務局（高橋総務課長）

ただ今より、令和2年度第1回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会を開会といたします。

審査会条例の第5条第1項によりまして、この会議につきましては会長の議長により進行いただくところでございますが、改選後第1回目の会議でありますことから、その会長につきましては、この後の互選となります。

平成24年2月に審査会において制定いただいている審査会の運営規程、その第3条におきまして、委員の改選後、会長が互選されるまでの間は年長の委員が会長の職務を行っていただくこととされております。つきましては、本日の会議、審議第1号により会長が互選されますまでの間、年長の委員であります佐藤徳憲委員に会長の職務執行者として議長をお務めいただきます。

佐藤委員、会長席に御移動の上、よろしく申し上げます。

佐藤会長職務執行者

委員の皆様、御苦勞様です。事務局からお話がありましたが、会長が互選されるまでの間、年長の委員が仮議長ということでもありますので、よろしく申し上げます。

初めに、本日の審査会の会議成立につきまして、確認をいたします。

審査会条例の第5条第2項において「審査会の会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない」旨が定められております。本日の会議には、4名の委員全員に御出席をいただいておりますので、この会議は成立いたしておりますことを御確認ください。

次に、会議録署名委員の指名に関し、御了解をお願いします。

この会議の会議録につきましては、審査会の運営規程第7条により、庶務をして調製の上、会長とその指名する委員1名が署名することとされております。

この会議録署名委員の指名につきましては、選任第1号において会長が定まった後の指名といたしますので、御了解願います。

それでは、次第の2番、委員紹介について、事務局申し上げます。

事務局（高橋総務課長）

それでは、議事に入ります前に、改選後第1回目となる会議でありますことから、あらためて委員の皆様並びに庶務を担当する町総務課の職員について御紹介いたします。

お配りしております名簿、お名前カナのアイウエオ順となりますが、その順により御紹介いたします。

はじめに、行政書士の及川透委員でございます。及川委員におかれましては、平成19年の審査会設置後、これまでの5期に渡り委員に御就任いただいております。また、その間、会長職務代理者の職にも就いていただいております。

次に、工藤真弓委員でございます。工藤委員におかれましては、平成28年から審査会委員として御就任いただいているほか、町の附属機関であります環境審議会の委員にも御就任いただいております。

次に、佐藤徳憲委員でございます。佐藤委員におかれましては、平成28年から審査会委員として御就任いただき、会長の職に就いていただいております。

次に、仙台弁護士会から御推薦を賜りました弁護士の畠山喜敬委員でございます。畠山委員におかれましては、畠山法律事務所を開設され、気仙沼市及び本町におかれまして、弁護士業務を展開いただいております。

続いて、審査会の庶務を所管いたします町の総務課の職員について御紹介申し上げます。

総務課長補佐兼総務法令係長の岩淵でございます。主査の阿部でございます。主事の武内でございます。なお、審査会の直接の庶務につきましては、主査の阿部を主担当として対応をいたします。最後に、総務課長の高橋です。よろしく申し上げます。

以上、委員並びに職員の紹介といたします。

佐藤会長職務執行者

事務局から委員並びに職員の紹介が終わりましたので、これより、本日の議事に入ります。

選任第1号、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会の会長の互選について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（千葉）

ただいま上程のありました選任第1号、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会の会長の互選について、御説明申し上げます。

この選任第1号の根拠となりますのは、審査会条例の第4条第1項となります。本日お手元に配布の冊子、その1ページ目を御確認いただければと思います。

審査会条例の第4条第1項では、審査会に会長を置き、委員の互選により定めていただくこととされております。

委員皆様による互選ということとなっておりますので、選任方よろしく
お願いいたします。

佐藤会長職務執行者

選任第1号に係る事務局の説明が終わりました。

委員の互選により定めるとされておりますので、委員各位の御発言をよ
ろしく願います。

及川透委員

それでは私からよろしいでしょうか。

佐藤会長職務執行者

及川委員。

及川透委員

佐藤徳憲委員を推薦します。

佐藤会長職務執行者

佐藤徳憲ということで推薦がございましたが、他に御意見はございませ
んか。

(賛同の声あり)

それでは、委員の皆様からの推薦をいただきましたので、会長に佐藤徳
憲を選任するということによろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、会長を佐藤徳憲と決定いたします。事務局から連絡等あれば
願います。

事務局(千葉)

ただ今、選任第1号で会長が互選されました。お手数ですが、審議資料へ
の会長のお名前の御記入について、各委員よろしく願います。

以上であります。

佐藤会長

選任第2号に入ります前に、審査会運営規程の第7条第2項に定める会
議録への署名委員について指名いたします。

暫時休憩といたします。

佐藤会長

それでは再開いたします。

本日の会議の会議録署名委員として、及川透委員を指名いたします。及川委員、よろしく申し上げます。

次に、選任第2号、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会の会長の職務を代理する委員の指名について、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（千葉）

ただいま上程のありました選任第2号、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会の会長の職務を代理する委員の指名について、御説明申し上げます。

この選任第2号の根拠となりますのは、審査会条例の第4条第3項となります。さきほどと同じく、冊子資料の1ページ目を御確認いただければと思います。

審査会条例の第4条第3項では、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときにおいては、あらかじめ会長が指名する委員が会長の職務を代理することとされております。

つきましては、この選任第2号において、いわゆる会長職務代理者について会長により御指名いただくものであります。

会長による御指名となっておりますので、選任方よろしく申し上げます。

佐藤会長

選任第2号に係る事務局の説明が終わりました。

暫時休憩といたします。

佐藤会長

再開いたします。

それでは、審査会条例第4条第3項に定める会長の職務を代理する委員、いわゆる会長職務代理者として、加茂川融委員を指名いたします。加茂川委員、よろしく申し上げます。

事務局から連絡等あれば申し上げます

事務局（千葉）

ただ今、選任第2号により、会長職務代理者に加茂川委員が指名されました。お手数ですが、審議資料へのお名前の御記入について、各委員よりしくお願いいたします。

また、庶務担当から引き続き申し上げます。次の議題となります審議第1号につきましては、諮問側である町長の事務部局からの説明員として、保健福祉課職員の出席を求めています。これより入室といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

佐藤会長

それでは、説明員について入室させてください。

～保健福祉課職員入室～

佐藤会長

それでは、審議第1号、東日本大震災南三陸町犠牲者名簿の調製について議題といたします。

まず、審査会事務局の説明を求めます。

事務局（千葉）

それでは、審議第1号、東日本大震災南三陸町犠牲者名簿の調製について、御説明申し上げます

この審議第1号につきましては、あらかじめ委員の皆様に関する資料を送付いたしております案件となります。

本日、すでにお送りいたしております資料一式及び追加資料を配布いたしておりますが、平成30年10月4日付けで町長から諮問がなされました、東日本大震災における犠牲者名簿の調製に関し、町が保有する死者の個人情報いわゆる目的外利用について御審議いただくものです。

まず、諮問の根拠につきましては、南三陸町個人情報保護条例の第9条第1項第8号、冊子資料の38ページ目を御確認いただければと思います。

次に、その諮問に対し審査会において御審議いただくことにつきましては、審査会条例の第2条第1項第2号となるものであります。冊子資料では、1ページ目となります。

以上、庶務側からといたしまして、審議の実施等についての御説明となります。よろしくお願いいたします。

佐藤会長

審査会事務局からの説明が終わりました。

本日の会議には、あらかじめ、審査会条例第6条第5項の規定により、諮問実施機関から説明を求めることとして、関係職員に出席をいただいております。

早速、諮問実施機関側の説明をお願いしたいと思います。それでは、よろしく申し上げます。

諮問実施機関説明員（菅原保健福祉課長）

保健福祉課の菅原でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、あらかじめ委員の皆様へ提出しております資料に基づいて、御説明をいたします。

資料の第1項から第9項までにつきましては、この事業の概要をまとめたものになり、本日皆様に御審議いただきたい内容は、第10項の「諮問したい事項」となります。順に御説明をさせていただきます。

第1項、東日本大震災南三陸町犠牲者名簿の調製については、町は震災による犠牲者の名簿を調整し、町が整備する震災復興祈念公園の祈りの丘に納めることを予定しております。祈りの丘については、遺族及び一般の方の追悼の場とするを予定しております。

第2項、名簿の体裁については、A4サイズよりやや大きめ、和紙製で予定をしております。本日、配布をさせていただきました追加資料の1枚目を御覧ください。こちらは広島市の原爆犠牲者名簿になり、おおむねのイメージとしては、こちらに類似するものとなります。

第3項、名簿の記載事項につきましては、犠牲者の氏名、死没年月日、享年、旧居住地行政区となります。このうち、死没年月日については、犠牲者の多くは津波の被害によるものとなり、3月11日となりますが、震災関連死の犠牲者も登載可能とするため、その日以外の死没年月日となる方もいることが考えられます。

第4項、名簿の作製時期及び追記時期につきましては、今年度から名簿の作製に着手し、平成31年3月11日を基準日として、初回名簿登載者を確定させ、平成31年10月の復興祈念公園の開園に合わせ、名簿の初回調製を完了することを予定しております。名簿の初回調製後の追記については、初年度の調整後、名簿への登載希望があった際に行うことを予定しております。

第5項、名簿の作製数及び保管場所につきましては、紙媒体での名簿については2部となっており、1部は正本として祈りの丘のモニュメントに納め、もう1部については複本として役場の金庫に保管をいたします。閲

覧用データについては、震災伝承館で一般への公開を予定しております。近隣の市町を例に御説明しますと、近隣市町では、御影石に犠牲者の氏名、行政区を彫ったもの、プレートに氏名を記載したものなどがあり、いずれも一般の方が閲覧できるように整備しているとのこと。本町におきましては、名簿は震災復興祈念公園のモニュメントに格納するものとなり、一般の方が閲覧できないため、遺族の同意を得られた犠牲者に限り、パソコンにより名簿データの閲覧を可能としたいと考えております。名簿データの保管については、閲覧用名簿データの他に、2つの名簿データを役場で保管することを予定しており、保管方法については、インターネットには接続をしないスタンドアローンのパソコンで保管をいたします。

第6項、名簿登載者の範囲については、東日本大震災による犠牲者、震災関連死と認定された者及び震災による行方不明者のうち、家族が名簿登載を希望する者とし、いずれも本町の住民又は本町で被災した者を対象といたします。

第7項、名簿登載に係る意向確認の相手方については遺族とし、行方不明者については家族といたします。世帯全員が犠牲となっている場合には、親族のいずれかに案内をし、親族の総意をもって登載をいたします。

第8項、名簿登載に係る意向確認の内容については、名簿登載への意向及び名簿データの一般への閲覧の意向とし、名簿には登載を希望するが、一般への閲覧を希望しないといった場合にも対応できるようにいたします。

第9項、名簿の閲覧については、正本、複本、保管用データについては非公開といたします。閲覧用データについては、一般への公開をいたしますが、原則として複写や写真撮影は不可といたします。ただし、名簿登載者の親族については、親族のみのデータについては可能といたします。

最後になりますが、第10項、「諮問したい事項」となります。町は、町が保有する死者の個人情報を利用して、名簿登載候補者を定めるとともに、名簿登載の可否について確認するため、その者の遺族を検索すること並びにこれらの個人情報を利用して犠牲者名簿の調製及び管理事業を行うこととなります。すでに町が保有している犠牲者等の個人情報について、その個人情報は今回の名簿調製のために収集したものではないため、その個人情報を目的外に利用し、遺族の検索及び名簿調製を行っても良いかということに対し、御審議をお願いいたします。以上でございます。

佐藤会長

諮問実施機関による説明が終わりました。

各委員それぞれお考えをまとめるということもあるかと思いの

で、ここで暫時休憩といたします。

説明のあった事項への御確認や御質問などありましたら、休憩間でもかまいませんので、お願いをいたします。

佐藤会長

再開します。

この諮問案件に対する今後の手続等について、事務局からお願いします。

事務局（岩淵）

審議第1号につきましての、今後の手続といった部分となりますが、可能でありましたら、本日の審議内容、休憩間における質疑応答も踏まえさせていただきまして、事務局庶務側として、答申の案を作成させていただければと考えております。その案を作成しました後には、委員の皆様にお示しをし、御意見をいただきたいと考えております。

そうした手続を経まして、その答申案について、御了解をいただけます場合は会長の決裁により実際の答申といったことで予定いたしたいと考えております。そうしたことにつきまして、審査会として御了解をいただければと考えております。

（異議ない旨の声あり）

佐藤会長

それでは、審議第1号については、今後、事務局から説明のあった対応により手続を進めるということをお願いします。

保健福祉課の方々には、お疲れ様でした。ありがとうございました。

～保健福祉課職員退室～

佐藤会長

次第の4番、その他となりますが、各委員からありましたらお願いします。ないようであれば、事務局、お願いします。

事務局（千葉）

庶務でもあります総務課といたしまして、町の7月中旬の広報紙により公表をしております、情報公開条例に基づく開示の実施状況と個人情報保護条例に基づく開示の実施状況について、御参考までに御提示させていただきます。

こちらは、情報公開条例の第20条及び個人情報保護条例の第42条において、取りまとめ公表したものになります。

情報公開条例に基づく開示請求の状況は、町長事務部局において19件、議会事務部局において1件の開示がなされました。

個人情報保護条例の運用状況につきましては、町長の事務部局のみが実績を有し、開示1件のみを行っておりまして、個人情報の訂正請求および個人情報の利用停止請求についての実績はありませんでした。

以上であります。

佐藤会長

それでは、本日の審議については、終了いたします。

以上をもちまして、平成30年度第1回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会を閉会とします。御苦労様でした

午後2時40分 閉会

休憩間における質疑応答の要旨

質問 本町で被災した町外在住者の取扱いは、どのように考えているのか。

↓

回答 町外在住者についての情報は把握しており、遺族の希望により本町及び出身地の犠牲者名簿等の双方、又は片方に登載することを可能としている。

質問 現在の犠牲者、行方不明者は何名か。

↓

回答 総数約840名、その内、犠牲者が約600名、行方不明者は約240名である。

質問 現在予定している実施方法では、行方不明者の親族に対する配慮が足りないのではないか。

↓

回答 他町の例になるが、すでに犠牲者名簿の調製を終えた自治体では、犠牲者名簿へ登載をされていない方は10人に満たず、その半数は親族と連絡が取れない方である。本町においても、近い数字になるのではないかと予想している。

なお、名簿登載の意向確認の案内については、慎重に行う予定である。

質問 現在、行方不明となっている方を名簿に登載し、仮に生存の確認ができた場合の対応は想定しているか。

↓

回答 名簿として調整するため、修正を想定している。

質問 名簿の閲覧用データを作製するとのことだが、閲覧方法はどのようにするのか。

↓

回答 震災伝承館という施設で、インターネットへの接続を行わないスタンドアローン方式のパソコンで閲覧を予定している。

質問 名簿の閲覧用データをパソコン上で閲覧するだけでは、伝承の厳格さが失われるのではないか。

↓

回答 犠牲者名簿について議論を重ねてきた中で、石碑等に刻み一般への閲覧

を可能とする場合、閲覧を希望しないが名簿には登載したいという意向の遺族への対応が困難になるため、本町においては、名簿による方法とすることとなった。

質問 死者の個人情報をもとに名簿に調製し、一般への閲覧を可能とするようだが、死者の個人情報を隠したいと思う遺族に対する配慮に欠けるのではないか。

↓

回答 一般への閲覧を希望しない場合には、名簿の閲覧用データは作製せず、名簿への掲載のみを可能としている。

質問 名簿の調製及び格納について様々な議論をする場があったと思われるが、どのように決定されたのか。

↓

回答 役場の関係部署だけでなく、まちづくり協議会でも議論をした。震災復興祈念公園の整備構想が固まり、祈念公園へ名簿を格納することからこの方法に決定した。

質問 本町は津波の歴史があり、チリ地震津波の際にも多くの犠牲者が出ている。今回の名簿とは別に、チリ地震津波の犠牲者名簿は検討しなかったのか。

↓

回答 約50年前のことなので犠牲者の検索も困難である。検討はしていない。

以上